

佐賀中部地区放課後等デイサービス連絡会

(名称) 第1条

本会は、佐賀中部地区放課後等デイサービス連絡会（以下、本会）と称する。

(目的) 第2条

本会は、会員相互の交流・情報交換・研修・意見交換を行い、放課後等デイサービスの質の向上を目指し、そのことを通して地域の福祉に貢献することを目的とする。

(活動) 第3条

本会は、目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 各種情報の交換
2. 資質向上に向けた研修会の開催
3. 親睦、交流
4. 関係機関、団体との連携
5. その他目的に必要な活動

(会員) 第4条

本会は、前条連絡会における加入条件をそれぞれ下記の通り定める。

1. 佐賀市・小城市・多久市・神崎市に事業所を有する指定放課後等デイサービス事業
2. 佐賀市・小城市・多久市・神崎市に事業所を有する放課後児童クラブ
3. 原則、事業所での加入とし、会員は管理者及びそれに準ずる者、実務者とする。
4. 会長の承認のもと、本会の開催する研修に会員外で参加することも可とする。

(会員の加入手続き) 第5条

1. 会員加入にあたっては、事務局に所定の手続きにより申し出ることとする。
2. 加入時期は毎年4月1日とする。但し、運営委員会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新規加入事業所は、必要な事項を事務局に届け出るものとする。

(退会) 第6条

1. 会員は申し出により退会できる。但し、すでに納入された会費については返還をしない。
2. 本会の趣旨に反すると認められる会員及び、会員資格を失った事業所について運営委員会の決議により、退会を命ずる事がある。但し、すでに納入された会費については返還をしない。
3. 会費を2年間に亘り納入されない場合は退会とする。

(運営委員) 第7条

1. 本会の運営を行うため運営委員会を置き、必要に応じて運営委員会を開催する。
2. 運営委員は下記の通りとする。
 - (1) 会長 1名 副会長 2名
 - (2) 会計・監査 各1名以上
 - (3) 事務局委員 3名以上
3. 運営委員は会員により選任するものとする。

(委員の任期) 第8条

1. 委員の任期は1年とする。但し、初年度は2年とし、再任は妨げない。
2. 交代により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員の選出) 第9条

1. 運営委員の選出は、立候補・推薦とし、一般会員の中から委任状を含めた多数決によって行われる。
2. 運営委員が任期途中で辞任するときは、会長に申し出て、承認を得るものとする。
3. 任期途中で辞任する運営委員は、その職務を担う新たな運営委員をおくものとする。

(会費) 第10条

1. 本会の経費は、会費をもってあてる。

2. 会費は、事業所単位毎に、年額 6,000 円とする。ただし、年度途中の入会は、一月会費 500 円として月割りとする。
3. 会費の変更及び臨時会費は運営委員会で決定して、会員に通知する。

(会計年度) 第 1 1 条

会計の年度は毎年 4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(その他) 第 1 2 条

この会則に規定のない事項については、随時運営委員会及び会員の話し合いによって決定するものとする。

(附則)

この会則は、

2017 年 4 月 1 日 施行

2019 年 5 月 21 日 改訂